

1. 議事日程（第9日目）

- 日程第 1 議案第66号 上天草市職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第67号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第68号 上天草市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第69号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第70号 上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第71号 上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第72号 上天草市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第73号 令和4年度上天草市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 9 議案第74号 令和4年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第75号 令和4年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第76号 令和4年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第77号 令和4年度上天草市斎場特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第78号 令和4年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第79号 令和4年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第80号 令和4年度上天草市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第81号 令和4年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第82号 令和4年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第83号 指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第84号 工事請負契約の変更について

- 日程第 2 0 議案第 8 5 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 2 1 議案第 8 6 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 日程第 2 2 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 3 議案第 8 7 号 上天草市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 8 8 号 上天草市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 8 9 号 上天草市行政不服審査会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 同意第 1 2 号 上天草市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 2 7 同意第 1 3 号 上天草市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 2 8 報告第 1 8 号 専決処分の報告について【和解及び損害賠償額の決定について】
- 日程第 2 9 報告第 1 9 号 専決処分の報告について【損害賠償額の決定について】
- 日程第 3 0 陳情・請願等の取扱いについて
- 

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(14名)

議長 桑原 千知		
1 番 北垣 洋	2 番 井手口隆光	3 番 木下 文宣
5 番 塩田 真一	6 番 嶋元 秀司	7 番 田中 辰夫
8 番 何川 雅彦	9 番 宮下 昌子	10 番 西本 輝幸
11 番 高橋 健	12 番 小西 涼司	13 番 新宅 靖司
15 番 田中 万里		

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

4 番 何川 誠

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	村田 一安
教 育 長	高倉 利孝	総 務 部 長	山下 正
市 民 生 活 部 長	水野 博之	経 済 振 興 部 長	山本 一洋
企 画 政 策 部 長	坂田 結二	建 設 部 長	岩永 裕一

健康福祉部長 濱崎 裕慈      教育部長 赤瀬 耕作  
上天草総合病院事務部長 須崎 朝幸      水道局長 桑原 成明

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 山川 康興      局長補佐 山崎 大勝  
主 幹 四丸 雄介      主 事 松原ちひろ

---

開議 午前10時00分

○議長（桑原 千知君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日、議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） おはようございます。

本会議の開催に先立ち、議会運営委員会を開催し、追加議案について審査しましたので、その結果について御報告申し上げます。

追加議案等は、議案3件、同意2件、報告2件、発議等2件の合計9件です。

追加議案につきましては、執行部及び議会事務局から説明を受け、慎重に審査しました結果、議案第87号、上天草市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてから、議案第89号、上天草市行政不服審査会設置条例の一部を改正する条例の制定についての3件は、本日質疑を受け、委員会付託することに決定しました。次に、同意第12号及び同意第13号については、人事案件でありますので、委員会付託を省略し、本日、質疑を経て議決することに決定いたしました。次に、報告第18号及び報告第19号については、議会の委任による専決処分報告です。最後に、議会からの上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙及び発議第4号、上天草市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての2件については、最終日の日程に追加し、審議、採決することに決定しました。

皆様の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） それでは、お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の日程は、議案質疑及び委員会付託です。質疑の仕方については、議会運営の申合せのとおりとし、自己の意見など一般質問にならないよう御注意お願いいたします。

---

日程第 1 議案第 66 号 上天草市職員の降給に関する条例の制定について

○議長（桑原 千知君） 日程第 1、議案第 66 号、上天草市職員の降給に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認めます。

本案は、総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第 2 議案第 67 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

○議長（桑原 千知君） 日程第 2、議案第 67 号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第 3 議案第 68 号 上天草市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（桑原 千知君） 日程第 3、議案第 68 号、上天草市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第 4 議案第 69 号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（桑原 千知君） 日程第 4、議案第 69 号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

9 番、宮下昌子君。

○9 番（宮下 昌子君） この条例の改正は給与の引上げになりますが、総額でどれぐらいになるのかという試算はされていると思います。その額は、どうなってますでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 総務部長。

○総務部長（山下 正君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

この条例につきましては、令和4年の人事院勧告におきまして、初任給及び30代半ばまでの職員の給料月額を平均改定率0.3%引き上げるとともに、勤勉手当の支給月数を0.1か月引き上げることとされたことから、その勧告に準じ、一般職の職員の給与改定をするものでございます。

今回の改定に伴いまして、額として、給料分で460万8,000円、期末手当分で88万円、勤勉手当分で1,136万6,000円の合計1,685万4,000円の増額となります。

以上でございます。

○議長（桑原 千知君） 9番、宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 大丈夫です。

○議長（桑原 千知君） 以上で、通告による質疑を終了しました。ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第 5 議案第70号 上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（桑原 千知君） 日程第5、議案第70号、上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑の通告がありましたので、発言を許します。

9番、宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） これも、先ほどと一緒に、総額の試算をお願いします。

○議長（桑原 千知君） 総務部長。

○総務部長（山下 正君） この条例につきましては、本市のフルタイム会計年度任用職員の給与表につきまして、常勤職員の給料表を準用しているため、令和4年の人事院勧告に準じた一般職の常勤職員の給料表の改定と同様に、フルタイム会計年度任用職員の給料表を改定するものでございます。

なお、本市におきましては、フルタイム会計年度任用職員は任用してございません。そのため、予算の増額は伴いません。

以上でございます。

○議長（桑原 千知君） 9番、宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 次に、議案71号も一緒ですけれども、フルタイムとパートタイムというふうに会計年度任用職員になって、今、フルタイムの職員はいないということでしたが、現在の会計年度任用職員については、どのような形になっているんですか。今度のこの給与の

引上げについては、もう上がらないということですか。

○議長（桑原 千知君） 総務部長。

○総務部長（山下 正君） 本市におきましては、パートタイム会計年度職員さんになりますので、次の条例での増額という形になります。

○議長（桑原 千知君） 以上で、通告による質疑は終了しました。ほかに質疑ありませんか。  
[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第 6 議案第 7 1 号 上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（桑原 千知君） 日程第 6、議案第 7 1 号、上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑の通告がありますので、発言を許します。

9 番、宮下昌子君。

○9 番（宮下 昌子君） これも、総額での試算をお願いします。

○議長（桑原 千知君） 総務部長。

○総務部長（山下 正君） 今回の改定に伴いまして、報酬分で660万4,000円、期末手当分で205万4,000円の合計865万8,000円の増額となります。

以上です。

○議長（桑原 千知君） 9 番、宮下昌子君。

○9 番（宮下 昌子君） 先ほどのフルタイムとパートタイムというのが、会計年度任用職員の中にありますけれども、このパートタイムとフルタイムというのに分けるのは、例えば、今、会計年度任用職員の皆さんの本人の、フルタイムというのがあるということは、今後フルタイムですという人が出てくると思うんですけど、そのフルタイムかパートタイムかというのは、本人が選択するものなんですか。どうなのか。

○議長（桑原 千知君） 総務部長。

○総務部長（山下 正君） 本市におきましては、パートタイムだけの募集としております。これに関しましては、退職後の再任用職員で、こちらのほうが、やはり短時間の再任用制度で行っておりますので、兼ね合いで会計年度職員さんもパートタイムということでやっております。また、会計年度職員に移行する前が、嘱託職員として同じように短時間勤務のほうを採用しておりましたので、その流れで、今申し上げた2つのことで、パートタイムでの雇用の形態としておるところでございます。

○議長（桑原 千知君） 以上で、通告による質疑を終了いたしました。ほかに質疑ありません

か。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第 7 議案第 7 2 号 上天草市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（桑原 千知君） 日程第 7、議案第 7 2 号、上天草市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第 8 議案第 7 3 号 令和 4 年度上天草市一般会計補正予算（第 1 0 号）

○議長（桑原 千知君） 日程第 8、議案第 7 3 号、令和 4 年度上天草市一般会計補正予算（第 1 0 号）を議題といたします。まず、総務常任委員会の所管の質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。

9 番、宮下昌子君。

○9 番（宮下 昌子君） 2 2 ページですけれども、過誤納金還付金ということで 209 万 2, 000 円というのがありますけれども、概要説明書を見てみますと、固定資産税が高額で還付が発生しているということで書いてありましたけれども、その還付が発生したから予算不足になったということで補正に上げてあるんですけれども、この高額の還付金がなぜ発生したのかを、まず、お聞きいたします。

○議長（桑原 千知君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） お答えいたします。高額の還付金が発生した原因について、今年度、これまでに還付したもののうち、予算概要説明書に記載している 3 件についてお答えいたします。

固定資産税 122 万 3, 100 円の還付については、過去 4 年間の償却資産申告の誤りによるものでございます。本来、申告していただく必要のない資産が申告されていたことが判明したものでございます。償却資産申告については、毎年申告受付をした後に、税務課内で内容の精査、チェックを行っておりますが、今回、結果的には、十分な精査が出来ておらず、還付処理を行うことになったものと考えております。

これまで以上に新規資産の内容を十分に確認してまいります。

固定資産税 44 万 9, 600 円の還付につきましては、過去 4 年間、建物が存在するものとして課税

していたところ、その建物は既に解体され、滅失していたことが判明したものです。課税につきましては、現地パトロール等を十分に行いながら、賦課しているところですが、本物件の滅失を確認出来ておりませんでした。現地パトロール等をさらに強化してまいります。

法人市民税65万2,400円の還付につきましては、予定申告法人のケースで、前の事業年度実績の6か月相当分による予定申告と、確定申告との差によって発生したものでございます。前事業年度分の法人税割額が、当該事業年度分よりも大幅に高かったことから高額還付となったものでございます。法人市民税の予定申告と確定申告の差による還付につきましては、制度上、致し方ないものと考えております。

今後、さらに適正な課税、過誤納金の発生件数の抑止に努めてまいります所存です。御理解をお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 9番、宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 還付金というのは、少ない金額でも毎年少しは発生するというふうに思うんですけども、あまりにも金額が大きかったものですから、なぜこういうことが起きたのかということで質問したんですけども、先ほど部長が答えられたように、例えば、44万9,600円の方は、もう4年前に既に解体されていた建物に、この4年間課税されていたわけですよ。市民の方たちは、市から税金納税の通知が来れば、そんなにはあんまり考えず、市民の義務として納められるんじゃないかなというふうに思います。やはり、パトロールはしているとおっしゃったんですけども、こういうふうに4年間もそのまま見過ごされたということは、ちょっとやはりよくないというふうに思います。今後も、大変ではあると思います、職員の方々も市内を回らないといけないので。ただ、こういうことが今後ないように、パトロールとかそういうこともきちっとしていただきたいなというふうに思います。

○議長（桑原 千知君） 市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） 今回の本件ですけれども、平成29年度までには、国道沿いの店舗が解体されていたにもかかわらず、市税務課において、解体されたことを把握していなかったために、解体後も固定資産税を課税していたということになります。未登記家屋の滅失につきましては、登記事務の通知がないことから、困難ではありますけれども、滅失届提出の市民の方々への周知と現地パトロールをさらに強化することで、滅失漏れがないように、今後も業務に取り組んでまいります所存でございます。

御理解をお願いします。

○議長（桑原 千知君） 以上で、通告による質疑は終了しました。ほかに質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 以上で、総務常任委員会所管の質疑を終わります。

次に、経済建設常任委員会所管の質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

9番、宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 31ページかな。ここの運送事業者燃料高騰に係る事業継続支援助成金についてですけれども、これも予算概要説明で、積算の根拠とか根拠を、5万円掛ける200台の3か月分、3,000万ということで上がっておりますけれども、この200台という詳細について、お尋ねをまずいたします。

○議長（桑原 千知君） 経済振興部長。

○経済振興部長（山本 一洋君） 200台だけでよろしいですか。5万円とかの根拠も説明したほうがよろしいでしょうか。

○9番（宮下 昌子君） お願いします。

○経済振興部長（山本 一洋君） お答えいたします。まず、5万円につきましては、1台当たりのひと月の補助の上限額として設定しています。今回の支援につきましては、燃料費高騰前と現在の燃油価格を比較した上で、燃料費の20%を支援することとしています。その上で事業者へ燃料費の支払い金額の聞き取り等を行い、燃料使用が多い月で1台当たり25万円弱となっていましたので、その20%である5万円を、ひと月1台当たりの補助限度額といたしました。200台につきましては、熊本県トラック協会天草支部から提出された要望書により、貨物車両の台数、直近の経済センサスでの事業者数や事業者へ聞き取りなどから、貨物が137台程度、旅客のほうは63台程度と見込んだところでございます。

次に、3か月間の補助期間につきましては、補正予算成立の月から、今年度内で申請が可能な2月までの3か月間としています。事業者の燃料費等の高騰につきましては、運賃等の料金に転嫁することが本来の姿であります。運送事業者もその方向で取り組んでおられますが、荷主との調整が進まないことや、旅客事業者に至っては、国へ運賃改定申請なども必要であり、時間を要することから、それまでの支援ということで設定をしたところでございます。

各事業者につきましては、この期間に、さらに調整を進めていただきたいと考えております。以上です。

○議長（桑原 千知君） 9番、宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） 今、部長の答弁で、運送は137台と旅客で63台ということですが、ここには、緑ナンバーと黒ナンバーということですが、個人の事業者、またその他でいらっしゃるんじゃないかと思うんですけど、その方たちの把握はしておられますか。

○議長（桑原 千知君） 経済振興部長。

○経済振興部長（山本 一洋君） 一応、先ほども申しましたように、個人事業者も法人事業者も、貨物旅客運送、一般貸切旅客事業者運送と一般の旅客自動車事業を営んでいる方であれば補助の対象と考えております。

事業者の把握につきましては、先ほど述べましたように、事業者の聞き取りとか経済センサス、そういったものをもとに、おおよそ把握しているところでございます。

○議長（桑原 千知君） 9番、宮下昌子君。

○9番（宮下 昌子君） せっかくの補助金ですから、皆さんが受けられるようにしないと

ないと思うんですけども、言われたように、ホームページとか広報とかで告知されると思うんですけども、それだけでは、まだ個人の方なんか、特に分からない人もいると思うんです。個人で事業されている方、黒ナンバー緑ナンバーというのは分かると思うので、直接こういうのがありますよというようなこともしていただけるのでしょうか。

○議長（桑原 千知君） 経済振興部長。

○経済振興部長（山本 一洋君） 税務課のほうでは、緑ナンバーとかそういったのは把握出来ますが、我々は、そこをちょっと聞き取りとかは困難ですので、業界のほう、トラック協会とか事業者の組合もございますので、そういったところを通じたりとか、あと、区長さんを通じて班回覧とかそういうのができればというふうなことで現在考えているところでございます。

以上です。

○議長（桑原 千知君） 以上で、通告による質疑は終了しました。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 以上で、経済建設常任委員会所管の質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員会所管の質疑を行います。本案について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 以上で、文教厚生常任委員会の所管の質疑を終わります。本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第 9 議案第 7 4 号 令和 4 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）

○議長（桑原 千知君） 日程第 9、議案第 7 4 号、令和 4 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第 1 0 議案第 7 5 号 令和 4 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（桑原 千知君） 日程第 1 0、議案第 7 5 号、令和 4 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。本案について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第 1 1 議案第 7 6 号 令和 4 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（桑原 千知君） 日程第11、議案第76号、令和4年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第12 議案第77号 令和4年度上天草市斎場特別会計補正予算（第3号）

○議長（桑原 千知君） 日程第12、議案第77号、令和4年度上天草市斎場特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第13 議案第78号 令和4年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第2号）

○議長（桑原 千知君） 日程第13、議案第78号、令和4年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第14 議案第79号 令和4年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（桑原 千知君） 日程第14、議案第79号、令和4年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第15 議案第80号 令和4年度上天草市水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（桑原 千知君） 日程第15、議案第80号、令和4年度上天草市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第16 議案第81号 令和4年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（桑原 千知君） 日程第16、議案第81号、令和4年度上天草市下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第17 議案第82号 令和4年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（桑原 千知君） 日程第17、議案第82号、令和4年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

---

日程第18 議案第83号 指定管理者の指定について

○議長（桑原 千知君） 日程第18、議案第83号、指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、経済建設常任委員会に付託いたします。

---

日程第19 議案第84号 工事請負契約の変更について

○議長（桑原 千知君） 日程第19、議案第84号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。本案について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認め、本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

日程第20 議案第85号 工事請負契約の変更について

○議長（桑原 千知君） 日程第20、議案第85号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。本案について、質疑ありませんか。

15番、田中万里君。

○15番(田中 万里君) 通告書は出しておりませんが、ちょっとお尋ねしたいことがあるので、お尋ねいたします。

工期を確保するために工期を変更するということでございます。今回の工期が2月28日まで延長するというので、もう3月には、これは84号にも絡むことですが、卒業式が間近になっております。それで、28日までに引渡し完璧に出来なければ、ちょっとその部分に食い込んでいくんじゃないかと心配しておりますが、その部分については大丈夫でしょうか。

○議長(桑原 千知君) 教育部長。

○教育部長(赤瀬 耕作君) 今回の変更の内容が床材ということで、確実に着工する、着手できることが条件ということで、28日までということで調整させていただいて工期を延長させていただいているところでございます。これ以降の延長は、基本的にはないというふうに考えているところです。

○議長(桑原 千知君) 15番、田中万里君。

○15番(田中 万里君) 卒業式においては、子供たちの一生に1度の式典、式典というか卒業式でございます。それに合わせて低学年の子供たちを含めて、全校生徒、あるいはコロナ禍で縮小されるかもしれませんが、予行練習とか、いろいろそういうのもほとんど練習が行われると思います。その辺も含めて、やはり子供たちがしっかりと記憶に残る卒業式になるように、ぜひとも、この工期のほうが、またずれ込んだりしないように、これは、84号も同じなんですけど、その辺は、担当課のほうでしっかりとチェックをしていただきたいと思います。

○議長(桑原 千知君) 教育部長。

○教育部長(赤瀬 耕作君) 工事の工期につきましては、最終的に、後片付けも含めたところでの算定で28日ということで設定しておりますので、そちらのほうは注意してまいりたいということで、確実にその影響が発生しないようにしていきたいということで行ってまいります。

○議長(桑原 千知君) ほかにございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 質疑なしと認め、本案は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第21 議案第86号 熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長(桑原 千知君) 日程第21、議案第86号、熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題といたします。本案について、質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(桑原 千知君) 質疑なしと認め、本案は、総務常任委員会に付託いたします。

---

日程第 2 2 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（桑原 千知君） 日程第 2 2、諮問第 2 号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。本案について、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第 2 号を採決いたします。諮問第 2 号は、異議がない旨答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、諮問第 2 号は、異議がない旨答申することに決定いたしました。

---

日程第 2 3 議案第 8 7 号 上天草市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日程第 2 4 議案第 8 8 号 上天草市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 5 議案第 8 9 号 上天草市行政不服審査会設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（桑原 千知君） 次に、日程第 2 3、議案第 8 7 号から、日程第 2 5、議案第 8 9 号までの以上 3 件を一括議題とし、上程議案の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 追加議案につきまして御説明いたします。

追加議案として、上天草市個人情報の保護に関する法律、施行条例の制定についてなどの条例議案 3 件、上天草市監査委員の選任につき同意を求めることについての同意議案 2 件を提出しております。同意案件を除く各議案の詳しい内容につきましては、総務部長より説明をいたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議をいただきまして御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 総務部長。

○総務部長（山下 正君） よろしく願いいたします。

議案書 1 ページをお願いいたします。

議案第 87 号、上天草市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について御説明いたします。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、令和 5 年 4 月 1 日から、国や地方公共団体等における個人情報保護制度が、改正後の個人情報の保護に関する法律に一元化されるため、既存の上天草市個人情報保護条例を廃止し、新たに、上天草市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、改正後の個人情報の保護に関する法律に定める不開示情報、開示決定等の期限の特例、開示請求に係る実費負担額の徴収等に関する規定を定めるものでございます。

また、本条例の制定附則におきまして、既存の上天草市個人情報保護条例を廃止するとともに、当該条例の廃止に伴う職員等の守秘義務、罰則等に関する経過措置を定めるものでございます。なお、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し、必要な事項を定める必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書 6 ページをお願いいたします。併せて説明資料 1 ページをお願いいたします。

議案第 88 号、上天草市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報保護制度における審査請求に係る審理員の審理手続が適用除外となることから、情報公開制度も同様に、当該審理員の審理手続を適用除外とするものでございます。

なお、この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報の保護に関する法律の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書 8 ページをお願いいたします。併せて説明資料 3 ページをお願いいたします。

議案第 89 号、上天草市行政不服審査会設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報の保護に関する法律及び上天草市情報公開条例の一部改正に伴い、上天草市行政不服審査会

の所掌事務の変更等を行うものでございます。

内容といたしましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、既存の上天草市個人情報保護条例を廃止し、新たに上天草市個人情報の保護に関する法律施行条例等を制定するため、上天草市行政不服審査会の所掌事務を変更するものでございます。

また、個人情報の保護に関する法律及び上天草市情報公開条例の一部改正に伴い、本市における個人情報保護制度及び情報公開制度の審査請求に係るインカメラ審理及びボーンインデックスを導入するものでございます。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による個人情報の保護に関する法律及び上天草市情報公開条例の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（桑原 千知君）** 以上で、執行部からの説明は終わりました。

これから質疑を行います。まず、議案第87号について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（桑原 千知君）** 質疑なしと認め、議案第87号は総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第88号について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（桑原 千知君）** 質疑なしと認め、議案第88号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、議案第89号について質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（桑原 千知君）** 質疑なしと認め、議案第89号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第26 同意第12号 上天草市監査委員の選任につき同意を求めることについて

**○議長（桑原 千知君）** 日程第26、同意第12号、上天草市監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び議案内容の説明を求めます。

堀江市長。

**○市長（堀江 隆臣君）** 議案書12ページをお願いいたします。併せて委員等の同意等議案に関する資料の1ページをお願いいたします。

同意第12号、上天草市監査委員の選任につき同意を求めることについて御説明いたします。

この度、委員の任期が令和4年12月31日をもって満了することに伴い、次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでござ

います。選任する委員の氏名は、識見を有するものとして、杉田省吾で、住所、生年月日、経歴等につきましては、議案書及び別紙資料に記載のとおりでございます。

なお、任期は、令和5年1月1日から令和8年12月31日までの4年間となります。

提案理由といたしましては、監査委員の選任については、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（桑原 千知君）** 以上で、提案理由及び議案内容の説明は終わりました。

これから本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（桑原 千知君）** 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（桑原 千知君）** 討論なしと認めます。

これから、同意第12号を採決いたします。この採決は、起立によって行います。同意第12号は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（桑原 千知君）** 起立多数です。

したがって、同意第12号は、同意することに決定いたしました。

日程第27 同意第13号 上天草市監査委員の選任につき同意を求めることについて

**○議長（桑原 千知君）** 続きまして、日程第27、同意第13号、上天草市監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、井手口隆光君の退場を求めます。

提案理由及び議案内容の説明を求めます。

堀江市長。

**○市長（堀江 隆臣君）** 議案書13ページをお願いいたします。

同意第13号、上天草市監査委員の選任につき同意を求めることについて御説明いたします。

上天草市議会議員のうちから選任する監査委員に、次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選任する監査委員の氏名は井手口隆光で、住所、生年月日につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

提案理由といたしまして、上天草市監査委員を選任するには、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 以上で、提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桑原 千知君） 討論なしと認めます。

これから、同意第13号を採決いたします。この採決は、起立によって行います。同意第13号は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桑原 千知君） 起立多数です。

したがって、同意第13号は同意することに決定いたしました。

ここで、井手口隆光君の議場への入場を許します。

---

日程第28 報告第18号 専決処分の報告について【和解及び損害賠償額の決定について】

日程第29 報告第19号 専決処分の報告について【損害賠償額の決定について】

○議長（桑原 千知君） 日程第28、報告第18号及び日程第29、報告第19号を議題いたします。執行部から説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱崎 裕慈君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書14ページをお願いいたします。併せて説明資料7ページをお願いいたします。

報告第18号、専決処分の報告について御説明いたします。

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決第15号、和解及び損害賠償額の決定について。令和4年9月19日、上天草市大矢野総合スポーツ公園駐車場で発生した市職員による車両損傷事故に関し、令和4年11月29日に専決処分を行い、当該相手方と損害賠償の額を決定し、和解したものでございます。

この事故は、上天草市大矢野総合スポーツ公園で、台風14号の災害対応に従事していた市職員が、上天草市松島総合運動公園に開設している避難所を撤去するため、大矢野総合スポーツ公園の駐車場に駐車していた自家用車に乗車しようと運転席のドアをあけた際、当該ドアが強風にあおられ、隣に駐車していた和解の相手方所有の軽乗用車に接触し、損害を与えたものでございます。

和解の相手方、損害賠償の額、和解事項については、議案書に記載のとおりでございます。今

後、再発防止のため、事故防止及び安全管理について指導を徹底してまいります。

以上で、報告を終わります。

次に、議案書 15 ページをお願いいたします。併せて説明資料 10 ページをお願いいたします。

報告第 19 号、専決処分の報告について御説明いたします。

損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により御報告いたします。

専決第 16 号、損害賠償額の決定について。令和 4 年 10 月 13 日、県道満越城本線の上天草市大矢野町中地内で発生した市職員運転の公用軽乗用車による県道附属物損傷事故に関し、令和 4 年 11 月 29 日に、専決処分を行い、道路管理者である熊本県と損害賠償の額を決定したものでございます。

この事故は、高齢者ふれあい課の会計年度任用職員が、維和地区での要支援認定者の介護予防サービスに係る定期面談から帰庁途中、市道野米線から県道満越城本線に左折しようとした際、県道の附属物に接触し、損害を与えたものでございます。

損害賠償の額については、議案書に記載のとおりでございます。今後、再発防止のため、職員の安全運転について指導を徹底してまいります。

以上、報告を終わります。

**○議長（桑原 千知君）** 以上で、報告は終わりました。

---

日程第 30 陳情・請願等の取扱いについて

**○議長（桑原 千知君）** 日程第 30、請願陳情等の取扱いについてを行います。

本定例会において受理した請願陳情は、御手元に配付の請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので御報告いたします。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。9 日、12 日、13 日は常任委員会を開催し、次の本会議は、14 日午前 10 時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前 10 時 46 分